



裾野市産後ケア事業のご案内

出産後の生活をスムーズにスタートするため、宿泊や日帰りでママと赤ちゃんの心身のケアや、授乳

指導・育児相談等を受けることができます。利用にかかる費用の一部が裾野市から助成されます。

● 利用できる方 ●

裾野市に住民票がある方で、以下に該当する産後 4 か月未満のママと赤ちゃん

・体調不良や育児について不安のある方

・ご家族などから家事、育児の援助が十分に受けられない方



● 事業の種類 ●

(1) 宿泊型 医療機関等に宿泊してケアを受けます。産後 2 か月未満の方が対象で、原則 4 泊 5 日まで利用できます。

(2) 通所型 医療機関等を日帰りで利用し、ケアを受けます。産後 4 か月未満の方が対象で、原則 2 回まで利用できます。

● 事業所一覧 ●

施設	事業の種類	利用料 単位:円	
		課税世帯	非課税世帯
三島総合病院	通所型	2,800	1,400
沼津市立病院	宿泊型	5,400	2,700
順天堂大学医学部付属静岡病院	宿泊型	5,400	2,700
かぬき岩端医院	宿泊型	5,346	2,673
	通所型	1,782	891
島田産婦人科医院	宿泊型	7,400	3,700
	通所型	2,800	1,400
清稜クリニック	宿泊型	5,400	2,700
	通所型	1,800	900
桃太郎助産院	宿泊型	5,600	2,800
	通所型	2,000	1,000
あお助産院	宿泊型	8,400	4,200
	通所型	3,600	1,800

※多胎のお子さんの自己負担はありません。

※沼津市立病院は該当院で出産し退院していない方が対象です。

※順天堂大学医学部付属静岡病院・かぬき岩端医院・清稜クリニックでは該当院で出産した方が対象です。

● 利用の流れ ●

1) まずは健康推進課へお電話ください。

利用希望日や期間を伺います。健康推進課で施設の空き状況を確認します。

2) 利用申請書の提出

申請書は健康推進課にあります。

3) 利用決定

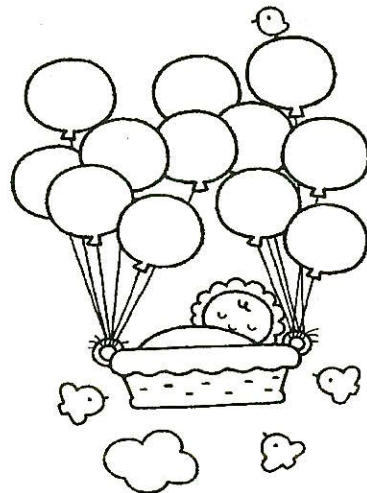
利用申請書に基づき審査し、決定通知を送付します。施設等の都合により、ご希望に添えない場合があります。

4) 利用開始

直接利用施設へお出かけください。

5) 利用料の支払い

利用施設へ利用者負担金をお支払ください。



● 注意事項 ●

1) 食事をキャンセルしても料金は変わりません。

2) 感染症に罹患している方、もしくは治療が必要な病気のある方は利用できません。

施設により、事前に感染症の検査が必要な場合があります。(自己負担)

問合せ 裾野市役所健康推進課 ☎055-992-5711

裾野市石脇 524-1 (福祉保健会館 1 階)